

(仮称) 山形市自然の家基本計画策定等支援業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 山形市自然の家基本計画策定等支援業務

(2) 業務目的

山形市少年自然の家(以下「本施設」という。)は、昭和54年の開所以来、社会教育施設として、これまで子ども達を中心に多くの市民等に利用されてきた。

しかし、少子化の影響等により利用者数が長期的に減少傾向であるほか、施設の老朽化により多額の改修費用の負担が予想される状況である。

本業務は、(仮称)山形市自然の家基本構想(案)(以下「基本構想(案)」という。)や本施設の現況及び利用状況を踏まえて、本施設の持続可能な運営に必要な機能の整理、敷地全体及び建物内部の空間構成、事業手法など、設計、工事及び供用開始後の管理運営に向けた要件整理を行うための基本計画の策定を目的とする。

(3) 契約条件等

- ① 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- ② 契約の種類 委託契約
- ③ 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(4) 貸与資料

既存図等、本業務に必要となる資料

2 業務内容

以下の項目について整理、検討し、(仮称)山形市自然の家基本計画(案)を作成すること。

(1) 施設の現状・課題や上位計画、基本構想(案)等を踏まえた本施設の基本的な考え方

- ・本施設の建物、設備、敷地並びに本施設の維持管理、運営に係る現況及び課題
- ・関連法令、上位計画、関連施策、社会背景、人口動向、本施設の周辺施設状況及び他都市の類似施設の状況
- ・上記を踏まえた施設の基本理念

(2) 基本構想(案)に掲げる基本方針に関する考え方

基本方針の3項目に関する考え方及び事業内容

- (3) 基本方針の具現化に向けた考え方
各建物、設備等のリノベーション、解体などの整備手法
- (4) 現在実施している事業に関する考え方
現施設において実施している既存事業の継続、廃止等
- (5) 現在の建物・設備の改修等、敷地計画及びゾーニングの基本的な考え方
 - ・必要な施設機能、諸室規模、諸室構成、配置、設備、敷地計画及びゾーニング
 - ・各建物、設備等に関する(3)の具体的な内容
- (6) 建物整備（建物内レイアウト）及び敷地整備（建物外観含む）イメージ
施設配置図、平面図、立面図、面積表、外構図及びパース等
- (7) 設計、工事及び管理運営の事業手法
想定される事業手法による事業形態、事業期間、概算費用、リスク分担、課題等の総合的な比較評価を踏まえた最適な事業手法
- (8) 設計、工事及び管理運営の実施体制
 - ・設計及び工事に係る実施体制
 - ・現在の運営体制からの移行に必要な手続の整理を含む管理運営方法、組織体制、人員配置計画、什器・備品整備及び広報計画
- (9) 事業全体のスケジュール
設計、工事を含めた供用開始までの事業全体のスケジュール
※可能な限り現行の利用継続を踏まえた計画とすること。
- (10) 収支計画
 - ・設計、工事、運営及び維持管理に関する概算事業費
 - ・利用料金、その他の収入に関する計画
- (11) その他
(1)～(10)のほか、必要と認める項目について検討すること。また、庁内会議用資料として、検討状況を取りまとめた資料を3回程度作成（作成時期は監督員の指示による）することとし、令和6年11月30日までに中間報告書を取りまとめること。

3 成果品の作成及び提出

本業務の成果品は次による。

名称	様式	数量
業務報告書	A4 判、ファイル綴り	2 部
基本計画		
本編	A4 判、製本	5 部
概要版	A3 判両面	5 部
パース図	A4 判	5 部
その他資料	A4 判、ファイル綴り	5 部
電子データ（※）	CD-R 等	1 部

※電子データのファイル形式は山形市との協議により詳細を決定

4 その他注意事項

- ・本仕様書に定めのない事項については、市及び受託者との間で協議の上、定めるものとする。
- ・市が所有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供するが、市の許可なく第三者に流布してはならない。
- ・成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。